

議案第8号

北名古屋市消防団条例の一部改正について

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、特定の活動を行う機能別消防団員を設けるため及び字句を整理するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市消防団条例の一部を改正する条例

北名古屋市消防団条例（平成18年北名古屋市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（団員の種類及び定員）

第4条 団員の種類は、基本団員及び機能別団員とする。

2 基本団員は、次項に規定する機能別団員以外の団員とし、その定員は190人とする。

3 機能別団員は、市長が定める特定の消防事務をする団員とし、その定員は20人とする。

第7条第2項第1号中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

第14条第1項中「団員」を「基本団員」に、「支給する」を「支給し、機能別団員には、手当を支給する」に改める。

第18条第1項中「団員」を「基本団員」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。